

事 務 連 絡

平成29年5月23日

各介護保険施設・介護サービス事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部

介護保険課長 中山 浩子

年金受給資格期間短縮に伴う対応について

平素より本市の保健福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成29年5月16日付「年金受給資格期間短縮に伴う対応について」が厚生労働省より発出されましたのでお知らせします。

今般、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」が平成28年11月24日に公布され、平成29年8月1日に施行されることとなりました。改正法により、公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮されることに伴い、新たに64万人の方が年金受給権を得ることとなり、その中には介護保険施設入所者等の介護保険サービスを利用されている方も含まれると考えられます。

新たに年金受給権を得る方の年金裁定請求手続が確実に行われるよう、日本年金機構及び年金事務所において本年7月上旬までに、対象者の情報が印字された年金請求書が対象者の住所に順次送付されることとなっております。対象者は、年金請求書により年金裁定請求手続を行っていただくこととなりますが、御自身だけでは手続きが困難な場合がございます。その際、介護保険施設・介護サービス事業所におかれましては、別添の国通知に基づき、必要な助言等を行っていただくようお願いいたします。

<問い合わせ先>

北九州市保健福祉局介護保険課
事業者支援係

TEL : 093-582-2771